

中小企業デジタル人材育成研修（経営層向け研修）事業 実施委託業務 仕様書

1 事業名

中小企業デジタル人材育成研修（経営層向け研修）事業 実施委託業務

2 事業の目的

中小企業等の経営層や支援機関の職員等を対象にした研修を実施することで、経営課題解決及び企業価値向上に資するデジタル化の必要性を啓発する。

3 事業内容

中小企業等の経営層向け研修の実施

中小企業等の経営層や支援機関の職員等を対象とし、経営課題の抽出や経営計画策定のほか、生産性向上等による企業価値に向けたデジタル技術活用方法や効果などを習得するための研修会を開催する。

4 委託業務

中小企業等の経営層向け研修の実施

ア 研修会の企画・開催

- ・中小企業等の経営層が自社の経営課題抽出及び経営計画策定を確実に実施できるよう、デジタル技術の導入が目的とならず、課題の本質を的確に捉え企業価値向上に繋がるデジタル技術の活用方法や効果等を習得できる内容の研修を開催すること。
- ・カリキュラムは、上記内容を講義及びグループワーク形式により実施するとともに、参加者が効果的にデジタル技術を活用できるよう、本県と協議しながら内容を設定すること。
- ・より効果的な研修となるよう、対面での研修を4回実施し、報告会を1回行うことで合計5回の開催を基本とし、県内支援機関と協議の上、開催方法及び場所を検討すること。
- ・参加者が報告会用に資料を作成する場合は、報告用資料の作成支援を行うこと。
- ・より多くの対象者が参加できるように、研修の全部または一部を録画しアーカイブ配信を実施すること。

イ 参加対象

- ・参加者は、中小企業等の経営層のほか、支援機関（商工会、商工会議所、教育機関、行政機関、金融機関など）の職員等も含む。
- ・それぞれ独立した内容の研修ではなく、複数回の研修を連続で受講する形式とする。
- ・参加人数は、対面研修及びアーカイブ配信視聴を合計して60人程度とする。

ウ 研修会の周知

- ・研修を周知するチラシを作成して県内支援機関へ配布することに加え、他の支援機関が開催するセミナー等での周知活動など、研修開催を能動的に広くPRすること。

エ その他

- ・本県の設置するデジタル技術活用に関するアドバイザーと連携し、受講者が当該アドバイザーを活用できるよう必要に応じて誘導を行うこと。
- ・研修担当者を1名以上配置すること。

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費（デジタルサービスに係る費用含む）

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- | | |
|------------------------|-----|
| ・事業実施報告書（A4 判縦） | 1 部 |
| ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） | 1 式 |
| ・その他県が指示したもの | |

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、県が実施する各事業およびあいち産業 DX 推進コンソーシアム、県内支援機関の活動と連携・協力すること。
- (2) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。

- (6) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。